中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額				
信用リスク・アセット調整額				
オペレーショナル・リスク相当額調整額				
リスク・アセット等の額の合計額　（ニ）				
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	%		%	

（記載上の注意）

1．「単体自己資本比率」とは、信用金庫法施行規則第86条第1項第8号に規定する単体自己資本比率をいう。

2．「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。

3．遡及適用、財務諸表の組替え又は修正再表示により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

別紙様式第十五号第2の表中「繰延税金資産」を「前払年金費用」に、「繰延税金資産」を「前払年金費用」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号1．(2)の表記載上の注意4．、別紙様式第二号の表記載上の注意12．、別紙様式第五号1．(2)の表記載上の注意4．及び別紙様式第七号の表記載上の注意12．中「（イ）」を削る。

別紙様式第九号第1の15．を次のように改める。

15. 単体自己資本比率

当期末現在

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：千円）

項目	前期末		当期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額				
うち、出資金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額				
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額				
うち、適格引当金コア資本算入額				
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
コア資本に係る基礎項目の額　（イ）				